

保護者の皆様へ

令和8年度学校給食の運営について

日頃から、学校給食に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和8年度の学校給食の運営について、下記の通りといたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 給食費について

江戸川区では令和5年9月から小中学校の給食費の無償化を実施しております。令和8年度についても小中学校の給食無償化を実施いたします。

・対象者 江戸川区立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者

・補助金額

小学校標準回数（191回）			中学校標準回数（188回）
低学年	中学年	高学年	
315 円	335 円	355 円	400 円

※年間の補助額は、各学年の単価に標準回数を乗じた金額です。

※1食単価は、年度の途中で見直すこともあります。

2 給食回数

標準回数は小学校191回、中学校188回となっております。

学校行事等の関係で各学校の給食実施回数に違いはありますが、給食費無償化の年間の補助金額は各学年の単価に標準回数を乗じた金額となります。

3 土曜日の給食内容について

土曜日の給食は食材の納入の都合等で簡易な内容になることもあります。土曜日の給食で不足した栄養分については他の日で補うようにいたします。

問い合わせ先

学務課給食保健係

電話 5662-1626